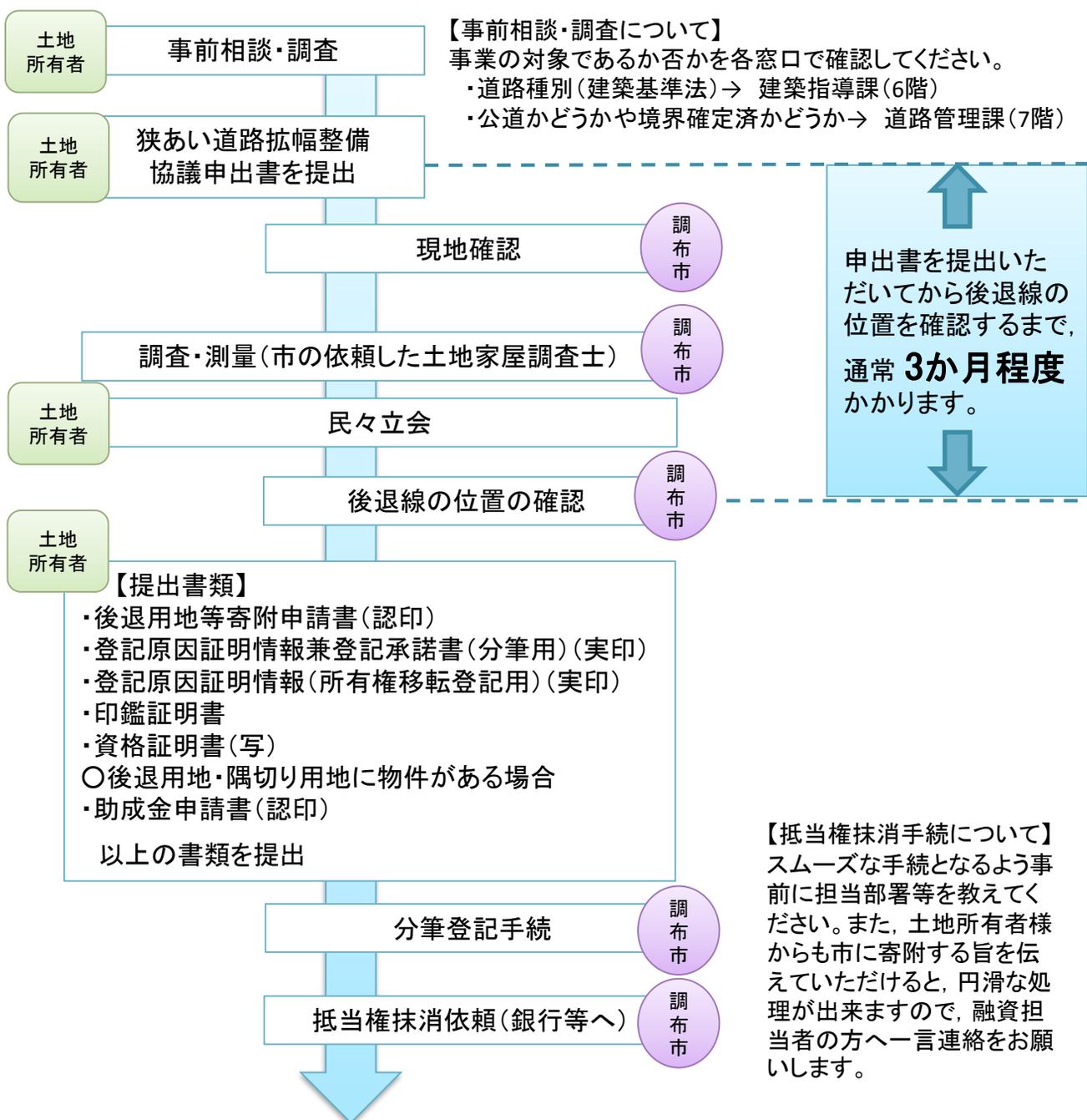


◇後退用地を市に 寄附 する場合

- ・後退用地や隅切り用地を調布市で測量・分筆し、所有権を調布市に移転します。
- ・L形側溝を後退線に合わせて整備する工事と、整備後の後退用地・隅切り用地の管理を調布市で行います。
- ・後退用地にある塀、門扉等の物件の除却は申請者で行っていただきますが、除却に要した費用の一部を助成します(上限40万円)。
- ・狭あい道路拡幅整備協議申出書を提出された後でも、市職員が調査した結果、狭あい事業が受けられない場合があります。
- ・当初申請内容の「権原」を変更する時は、市の担当者と協議してください。
- ・申出を取り下げる場合は、取下げ書を提出してください。



後退用地・隅切り用地の
所有権移転登記完了

調
布
市

土地
所有者

○後退用地・隅切り用地に物件
がある場合
・物件移転完了届の提出

【物件移転について】

後退用地や隅切り用地に塀、門扉、樹木等がある場合は、土地所有者側で除去、移設等を行ってください。移転等が完了したら、速やかに「物件移転完了届」を提出してください。

除却完了の現地確認

調
布
市

土地
所有者

【提出書類】

○後退用地・隅切り用地に物件が
ある場合
・請求書(認印)
○隅切奨励金の対象である場合
・請求書(認印)

【提出書類について】

認印の書類は全て同じ印鑑をお願いします。

助成金・奨励金の支払

調
布
市

【電柱移設工事について】

・10ページのQ&Aをご覧ください。

電柱移設工事

調
布
市

【L形側溝設置工事について】

・工事希望時期の1か月前までにご連絡ください。

・工事前に現地立会を行い、必要事項を確認します。

・工事業者と日程調整を行い、日付を決めて工事を実施します。

※工事時期は、申請者の希望時期にできない場合もあります。

現地立会・工事日決定

土地
所有者

調
布
市

L形側溝設置工事着手
・現場調整

調
布
市

【L形側溝設置の注意事項】

・L形側溝は、基本的に一般部を設置します。

・駐車場前などで、工事までに車の乗入れ箇所が決まっている場合、協議により乗入れ部を設置します(延長の制限あり)。

道路区域編入

調
布
市

完了(お知らせ送付)

【さいごに】

市が現地を確認して問題がなければ工事は完了です。ご協力いただいた皆さんに市からお知らせします。